



# 埼玉県報

第 567 号  
令和 6 年(2024 年)  
11 月 15 日  
金曜日

## 目次

### 告示

- クリーニング業法第 8 条の 2 第 1 項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第 8 条の 3 の規定に基づく業務従事者の講習の指定 (生活衛生課)
- 八条用水路土地改良区の役員就退任届 (春日部農林振興センター)
- 保安林の指定の解除予定 (森づくり課)
- 建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業停止処分 (建設管理課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 雨水流出抑制施設の告示 (河川砂防課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)

## 告示

### 埼玉県告示第千二百四十号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号

公益財団法人全国生活衛生営業指導センター

#### 二 通信制により受講するクリーニング師の研修の申込受付期間

令和六年十一月二十五日から十二月二十日まで

#### 三 通信制により受講する業務従事者の講習の申込受付期間

令和六年十一月二十五日から十二月二十日まで

#### 四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、八条用水路土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任		
職名	氏名	住所
理事	藤井 光昭	埼玉県越谷市東町五丁目三百三十七番地
同	酒井 博文	同 川柳町五丁目九十九番地
同	宇田 利夫	同 大成町六丁目四百五十番地一
同	渡辺 正幸	同 草加市柿木町百四十一番地
同	豊田 平藏	同 青柳八丁目六十六番五号
同	宇田川 武雄	同 八潮市大字八條三百九十三番地
監事	會田 孝雄	同 大字八條三百二十八番地
同	石塚 治郎	同 越谷市相模町二丁目二百九十九番地
同	豊田 林一	同 草加市柿木町百四十七番地
二 退任		
職名	氏名	住所
理事	藤井 光昭	埼玉県越谷市東町五丁目三百三十七番地
同	酒井 博文	同 川柳町五丁目九十九番地
同	石塚 治郎	同 相模町二丁目二百九十九番地
同	豊田 恒士	同 草加市柿木町千二百九十番地
同	渡辺 正幸	同 柿木町百四十一番地
同	宇田川 武雄	同 八潮市大字八條三百九十三番地
監事	加藤 芳隆	同 草加市青柳三丁目三十七番三号
同	中村 茂	同 越谷市大成町七丁目千六百五番地
同	會田 孝雄	同 八潮市大字八條三百二十八番地

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間郡毛呂山町旭台四五番

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百四十三号

建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 処分をした年月日

令和六年十一月八日

#### 二 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

##### イ 商号

有限会社協栄クラフト

##### ロ 主たる営業所の所在地

埼玉県川口市大字東本郷千八百十四番地の四

##### ハ 代表者の氏名

西里 力

##### ニ 許可番号

埼玉県知事許可（般―六）第五九一八四号

#### 三 処分の内容

法第二十八条第三項の規定に基づく営業の停止

##### イ 停止を命ずる営業の範囲

建設業に関する営業の全て

##### ロ 停止を命ずる期間

令和六年十一月二十五日から同年十一月二十七日までの三日間

#### 四 処分の原因となった事実

有限会社協栄クラフトは、土木、とび・土工、鋼構造、舗装、しゅんせつ及び水道施設工事業で登録していた専任技術者が令和二年十二月三十一日に退職したことで、建設業法第七条第二号の許可基準を満たさなくなり、許可要件を欠いた状態にありながら、とび・土工工事において、建設業法第三条第一項の政令で定める軽微な建設工事の金額以上の工事を複数請け負っていたことは、同法第三条第一項に違反し、同法第二十八条第三項（同条第二項第二号該当）に該当する。

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十四号

測量計画機関である和光市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

和光市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

和光市全域

### 四 作業期間

令和六年十一月一日から令和七年三月三十一日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十五号

測量計画機関である上尾市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

上尾市

### 二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

### 三 作業地域

上尾市及びその周辺

### 四 作業期間

令和六年十一月十五日から令和七年三月十五日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十六号

測量計画機関である埼玉県春日部農林振興センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

埼玉県春日部農林振興センター

### 二 作業種類

公共測量（用地測量）

### 三 作業地域

さいたま市見沼区膝子地内ほか

### 四 作業期間

令和六年六月十三日から令和六年十月三十一日まで



# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十七号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

白岡市

### 二 作業種類

公共測量（四級基準点測量）

### 三 作業地域

白岡市全域

### 四 作業期間

令和六年十月二十一日から令和七年二月二十八日まで

# 告示

## 埼玉県告示第千二百四十八号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所

### 二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量）

### 三 作業地域

利根川上流管内

### 四 作業期間

令和六年八月九日から令和七年二月二十八日まで

# 告 示

## 埼玉県告示第千二百四十九号

測量計画機関である関東農政局荒川中部農業水利事業所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 測量計画機関

関東農政局荒川中部農業水利事業所

### 二 作業種類

公共測量（用地測量）

### 三 作業地域

大里郡寄居町大字桜沢地内一部

### 四 作業期間

令和六年八月九日から令和六年十二月十七日まで

## 告 示

### 埼玉県告示第千二百五十号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元 裕

#### 一 許可番号

第二〇二一―三二―一号

#### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県さいたま市岩槻区大字馬込字十番二千百番五

#### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 五千二百六十・三立方メートル

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十一号

次の雨水流抑制施設は、埼玉県雨水流抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二二―三六一―一号

### 二 雨水流抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県所沢市大字南永井字窪野五百十四番一外八筆

### 三 雨水流抑制施設の容量

容量 千四百七十四・四四立方メートル

浸透効果量 〇・〇二三四立方メートル毎秒

# 告示

## 埼玉県告示第千二百五十二号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十一月十五日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 許可番号

第二〇二二―四二―一号

### 二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県東松山市松山町三丁目千百七十五番の一部外十一筆

### 三 雨水流出抑制施設の容量

容量 七百四十八・二九立方メートル

浸透効果量 〇・一〇一二立方メートル毎秒

# 告 示

## 埼玉県教委告示第二十八号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和六年十一月十五日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

### 一 日時

令和六年十一月二十一日 午前十時

### 二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

### 三 議題

当面する教育関係諸問題について